

【自身が被った交通事故（100%先方責任）の被害慰謝料】

Q. 交通事故に合い、後遺症が残りました。損害賠償請求したい。

先日タクシーに乗ってるときに交通事故にあい、けがをしてしまいました。その後、後遺症なのか、事故から一年経った頃から頭痛がひどいです。しかし、保険会社から提示された私への賠償額がとても納得できるものではありません。どうしたらよいのでしょうか？

A.

1 損害賠償請求と請求の相手方について

事故の被害者は加害者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を行うことができます（民法 709 条）。また、その加害者の運転が会社の業務上の運転である場合には、会社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求をすることができます（民法 715 条）。さらに、加害車両の所有者等に対し自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」と言います。）上の損害賠償請求をすることができます（自賠法 3 条）。

なお、この損害賠償請求は、被害者から加害者に積極的に請求しなければなりません。そのため、警察はもちろん、裁判所も、被害者が黙っているのに被害者の損害の認定は行いませんので、ご自分で交渉されるか、弁護士等に依頼し、交渉していくことが必要になります。

2 「損害」の内容について

上記の損害賠償請求をするためには「損害」がなければなりません。では、ここでいう「損害」には、どのようなものがあるのでしょうか？

- (1) この点、「損害」には色々なものがありますが、大別すると、財産的損害と精神的損害（慰謝料）に区別され、財産的損害はさらにいわゆる積極損害と消極損害に区別されます。
- (2) ここで、積極損害というのは、具体的には治療費、入院費、葬儀費などのような、被害者が現実に出したものの、あるいは将来確実に支出しなければならない費用等を言います。これらは領収書等により明確にすることができます。
- (3) また、消極損害とは、休業損害（入院や治療のために仕事を休んだことで生じた収入減による損害）及び逸失利益（被害者が生きていれば得たであろう収入（死亡事故の場合）、後遺症により労働能力が低下したことによる損害（傷害事故の場合））を言います。
- (4) さらに、慰謝料とは、事故が起こったために生じた精神的な苦痛に対する損害賠償のことをいい、入通院慰謝料と後遺症慰謝料があります。入通院慰謝料は、入通院期間から算出します。後遺症慰謝料は、症状固定後に後遺障害が残った場合、その後遺障害の程度に応じて等級を認定し、その等級に応じた所定の金額が支払われます。症状が固定するまでの期間は通院慰謝料、症状固定後は後遺症慰謝料の問題となります。

3 算定の基準

交通事故の損害賠償額は、自賠責保険の基準、任意保険の基準、弁護士会の基準でそれぞれ異なり、通常はこの順序で高額になっていきます。従って、損害保険会社の査定に納得がいかない場合には、裁判所において損害賠償請求訴訟を提起すると、より高額な賠償金を取得することができる場合があります。ただし、弁護士費用、裁判費用、手間、時間がかかります。

また、保険会社の認定では後遺障害が認定されず後遺症慰謝料が支払われない場合でも、裁判をすると後遺症が認定されて、慰謝料額が増額される場合もあります。ただし、常に後遺症が認められるわけではなく、裁判所を説得する資料を揃える必要があります。具体的には、医師の診断書を提出したり、医師や被害者本人が法廷で証言したりして立証します。

4 解決法

以上のとおり、①基準が違う、②後遺症が認定される可能性がある、との2つの点で、裁判を起すと貴殿が受取る慰謝料の額が増える可能性があります。心情的に納得がいかないのであれば、訴訟を起こしてみるのも一つの方法でしょうが、前述のとおり、弁護士費用、裁判費用、手間、時間がかかります。

5 示談にする際に考慮すべきことは、治療費、入通院慰謝料、通院交通費、入院雑費、後遺症慰謝料、後遺症逸失利益、休業損害等の損害項目がもれなく積算されているかも大切ですが、なにより、●様がその示談内容で納得できるか否かが大切になると思われます。上記にあげたほか、どのような損害項目が考えられるかは、いただいたメールからは判断できませんが、何より●様の納得が大切かと考えられます。

6 なお、上記回答は、限られた情報に基づく回答ですので、頂いたメールに現われていない事情を考慮した場合には、回答の内容も変わることがございますので、この点ご了承ください。